

平成21年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部の学科，研究科の専攻等の名称及び学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数は別表のとおり)

- 1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築するため，次の措置を講ずる。
 - ① コア・カリキュラムの教育効果について，検証を行う。
 - ② 新カリキュラムの教育実習について，教職意識の高揚も含めた教育効果を検証する。
 - ③ 実践的・体験的授業や合宿研修等による教育効果について，検証を行う。
- 2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに，学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成するため，学士課程及び大学院課程において，次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 教員就職率60%を恒常的に維持するため，教育課程及び就職支援行事について検証・見直しを行う。

大学院課程

- ① 組織的，体系的に整備された教員就職支援のガイダンス等を適切に実施するとともに，就職支援行事について検証・見直しを行う。
- 3) 大学院において，専門職大学院の設置を目指すため，次の措置を講ずる。
 - ① 高度学校教育実践専攻において，設置計画書に基づき，適切に履行するとともに，定員を充足させる。
- 4) 教育の成果等を評価する体制を確立するため，次の措置を講ずる。
 - ① 自己点検・評価制度及びこれを反映した教育支援体制について検証・見直しを行う。
 - ② 外部者を含めた教育評価部会の評価結果に基づく改善・提言事項等の取組等について検証・見直しを行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし，教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員，留学生，社会人の受入を促進するため，学士課程及び大学院課程において，次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 入学者選抜状況を検証のうえ，志願者確保の方策を検討する。
- ② 今後の志願者数確保のため，選抜方法の方向性を定め，学部入試の実施方法につ

いて検討する。

大学院課程

- ① 定員充足を図るため、大学院広報活動を検証し、新たな広報戦略を実施する。
 - ② 国際教育協力コースにおいて、前年度に確立した選抜方法に基づき入試を実施するとともに、その結果を基に選抜方法を検証する。
 - ③ 連合大学院博士課程への進学指導を積極的に推進する。
 - ④ 社会人及び留学生受入のための選抜方法に基づき入試を実施するとともに、その結果に基づき選抜方法を検証する。
- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程，教育方法，成績評価等を再構築し，教育内容の充実を図るため，学士課程及び大学院課程において，次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 大学と附属学校間でのTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修方法について検証・見直しを行う。
- ② 教育効果を高めるための，TTによる授業の実施体制について検証・見直しを行う。
- ③ 教職課程の質的水準の向上を図るため，教職課程授業科目「教職実践演習」の実施に向けて準備を行う。
- ④ オフィスアワーの実施体制について，検証・見直しを行う。
- ⑤ 学部学生の教育現場理解を促進させるため，現職派遣大学院生による学部授業の補佐制度について，検証・見直しを行う。
- ⑥ 短期交換留学生に対し，授業内容が十分理解できるよう配慮した授業を推進する。
- ⑦ 他大学との単位互換制度を充実させるため，他大学間との協定締結について検討する。
- ⑧ 学内IT設備（端末設置状況，学内LAN等）及びそれらを活用した授業内容について，検証・見直しを行う。
- ⑨ 教育実習の教育効果について，検証を行う。

大学院課程

- ① 長期履修学生制度を活用した「学校教員養成プログラム」について検証を行うとともに，長期履修学生への支援の充実を図る。
- ② 連合大学院博士課程進学を考慮し，専門分野における研究指導を積極的に実施する。
- ③ サテライトによる授業において，14条特例を適用した学生のニーズにあった授業科目を開設する。
- ④ 附属学校での授業において，学部卒の修士学生を補助として参加させることで，キャリア教育の充実を図る。
- ⑤ 授業内容理解促進に配慮した授業を行うとともに，授業改善のためのアンケートを実施する。
- ⑥ 科目等履修生等を対象とした遠隔教育による授業科目を増加させる。
- ⑦ 14条特例による修士学生について，インターネット等を活用した遠隔教育を実

施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに授業内容の特性に応じた教育環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 再編後の教育研究組織の運営状況を踏まえ、教育研究体制を検証する。
また、第二期中期目標期間を見据え、大学全体の組織との関連を考慮し、センター一部の組織構成及び業務内容について検討する。
 - ② 学校危機管理に係る教育研究活動を行う体制について検証する。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、教員の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 自己点検・評価システム及び評価結果を教育に反映させるシステムについて検証・見直しを行う。
 - ② 平成20年度に実施した授業評価アンケート調査の評価結果を活用し、授業改善に努める。
- 3) 教材開発、学習指導法の改善を通して、教育内容の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 法人化後のFDによる改善点等の検証を踏まえ、FDを向上させるための検討を行う。
 - ② TAによる教育支援体制について検証・見直しを行う。
 - ③ 授業改善プロジェクト研究を推進するための体制について、検証・見直しを行う。
- 4) 附属図書館の教育支援体制を充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスを実施する。
 - ② 教育への支援策として、図書館職員による学部・大学院の授業での情報検索等に係る教育支援を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学生相談（ピア・カウンセリング）について、他の相談窓口との連携を深め、相談活動の充実を図るとともに、検証・見直しを行う。
 - ② 事務部門における学生生活支援相談窓口について、他の相談窓口との連携を深め、相談活動の充実を図るとともに、検証・見直しを行う。
 - ③ 留学生の修学・生活に対する相談体制の充実を図るとともに、検証・見直しを行う。
 - ④ 心身健康研究教育センター及び学生総合相談室の各相談窓口の連携を図るとともに、より効率的な相談体制について検証・見直しを行う。
- 2) 学生に対するキャリア形成の支援の充実を図り、就職指導體制を強化するため、次の措置を講ずる。

- ① 新カリキュラムによる「教員インターンシップ」の教育効果について、検証を行う。
- 3) 学生の大学における生活環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 安全で快適な生活環境となるよう、学生宿舎及び学生厚生補導施設を改善する。
 - ② 学生宿舎の入居基準を再度見直し、利用率の更なる向上に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育、教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成19・20年度の2年間の研究内容等を検証し、国際学会への参加及び発表並びに国際誌への投稿を推進する。
 - ② 平成18年度から平成20年度までの間に行った各研究分野を横断したプロジェクト研究について、検証を行う。
 - ③ 附属学校における教育実践研究授業体制について、検証・見直しを行う。
 - ④ 教育支援講師・アドバイザー制度に基づき、教育現場に対し教育研究支援を実施する。
 - ⑤ 第二期中期目標期間を見据え、大学全体の組織との関連を考慮し、小学校英語教育センター業務を含め、センター部の組織構成及び業務内容について検討する。
 - ⑥ 学校教育開発支援室において、幼・小・中学校のカリキュラム開発及び教材開発の教育支援を行う。
 - ⑦ 連合研究科教員資格審査に対する申請件数を増加させるため、説明会等推進活動を実施する。
- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し、学校教育の改善・充実に寄与するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育・文化フォーラムについて実施方法等の検証を行い、次年度以降の研究発表の在り方について検討する。
 - ② TV会議システムを利用した教育現場と大学との共同研究発表会を開催する。
 - ③ 社会のニーズにあった学校管理・マネジメント能力育成プログラム及び教職員研修評価基準等を作成し、実施する。
- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 研究評価部会の評価結果に基づく改善・提言事項等について、改善策を講ずる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した研究者組織を再編するとともに、研究環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 再編後の教育研究組織の運営状況を踏まえ、教育研究体制を検証する。
第二期中期目標期間を見据え、大学全体の組織との関連を考慮し、センター部の組織構成及び業務内容について検討する。

- ② 「研究環境の充実のための方策について」の方針に基づく改善策の実施状況等について、検証・見直しを行う。
- ③ 教育研究費の傾斜配分を始めとするインセンティブを見直す等、外部研究資金確保に向け、全学体制で取り組む。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育研究等の業績評価を反映した教育研究費の傾斜配分について検証・見直しを行う。
- 3) 附属図書館の研究支援体制の充実を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成20年度に実施した紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物の現状調査に基づき、収集及びデータベース化を行う。
 - ② 国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究所の中心的役割を果たすものと位置付け、これらを核として幅広く教育実践資料を収集し活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するための基本方針を策定し実施するため、次の措置を講ずる。
 - ① 基本方針に基づき、地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進する体制について、検証・見直しを行う。
 - ② 指導者養成講座、免許認定講習、10年経験者研修及び免許更新講習等を計画的に実施する。
 - ③ 教育支援講師・アドバイザー等派遣事業の登録派遣教員数の割合（75%）を維持させるとともに、学校現場等からの意見をもとに、地域社会と連携し、同事業の充実を図る。
 - ④ 教育研究資源の社会への還元をねらいとして公開講座を積極的に開講することとし、20テーマ以上を開講する。また、大学以外の場所での開講についても推進する。
- 2) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育課題に対する教育実践研究の支援体制について、検証・見直しを行う。
 - ② 心理相談室相談担当者の心理臨床技能の質的向上を図り、相談体制を充実させる。また、相談サービス向上のため、相談実施日を増加させる。
 - ③ 研究成果を教育に還元するシステムについて検証・見直しを行う。
 - ④ 教育・文化フォーラムについて実施方法等の検証を行い、次年度以降の研究発表会について検討する。
- 3) 国際的な学術交流及び学生交流を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教員教育国際協力センターにおいて、シニア人材養成への環境づくり、「国際教

育プログラム」の開発，専門家会議，国際教育オープンフォーラムの開催等，国際教育協力事業を推進する。

- ② 教員教育国際協力センターにおいて，インターネットを通して，問題解決能力とコミュニケーションスキル向上のための情報発信について検証・見直しを行う。
 - ③ 国際学术交流協定等に基づき，学生の相互交流を推進する。
 - ④ 国際学术交流協定校との学術研究集会開催に向けて，諸準備を行う。
 - ⑤ 第二期中期目標期間を見据え，大学全体の組織との関連を考慮し，教員教育国際協力センター業務を含め，センター部の組織構成及び業務内容について検討する。
 - ⑥ 留学生受入数を約70名まで増加させるため，引き続き必要な措置を講ずる。
 - ⑦ 「国際教育協力コース」において学生の受入増加を目指し，JICAに対し理科リーダー教員養成プログラムに関する提案を行う。
 - ⑧ 「国際交流事業を援助する会」を充実させ，支援対策として奨学金支給を行う。
- 4) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図るため，次の措置を講ずる。
- ① 地域住民に対するサービス体制及び事業について，検証・見直しを行う。
 - ② 徳島県内公私立学校園の学校図書館との連携・協力を図るとともに，徳島県内の学校教員に対して，図書館サービスについての広報活動を推進する。
 - ③ 児童図書室が実施する読書推進活動等について，充実を図る。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学と連携しながら実地教育カリキュラムを改善し，時代の要請に応える優れた教員の養成を図るため，次の措置を講ずる。
 - ① 大学と附属学校が連携して実施している実地教育カリキュラムについて，検証・見直しを行う。
- 2) 附属学校間並びに大学との間で，教育研究のための共同及び相互支援体制を確立するため，次の措置を講ずる。
 - ① 附属学校間連携のもと，開発した教育カリキュラムに基づき，一貫教育を実施する。
 - ② 幼稚園と小学校の間の相互協力体制に基づき，積極的に教育研究協力を行う。
 - ③ 小学校高学年と中学校第1学年における特定の科目について，同一教員による授業を実施する。
 - ④ 附属学校と大学との教育研究体制について検証・見直しを行う。
 - ⑤ 幼稚園において，幼保一元化を視野に入れた幼児教育施設の在り方及び保育者養成に関する研究について，その成果を公表する。
 - ⑥ 小学校及び中学校において，大学教員との教育研究を推進するとともに，附属学校教員により学部及び大学院の授業を実施し，制度について検証・見直しを行う。
 - ⑦ 4・5歳児学級において，30人学級を推進し，きめ細やかな保育を行う。
 - ⑧ 小学校及び中学校において，チームティーチング制度を活用し，きめ細やかな教育を行う。
 - ⑨ 小学校では，少人数指導や習熟度別学習指導を実施するとともに，他教科への導

入状況について検証する。

- ⑩ 中学校では、習熟度別学習指導を実施するとともに検証する。
 - ⑪ 特別支援学校では、障害特性に応じ、個々の指導計画を作成し、よりきめの細かい指導を行う。
 - ⑫ 小学校では、大学教員の専門性を生かした授業の充実を図る。
 - ⑬ 中学校では、大学教員の専門性を生かした授業の充実を図る。
 - ⑭ 平成16年度に確立した附属学校教員による学部の授業担当制度について、検証・見直しを行う。
 - ⑮ 新任大学教員の研修の一環として附属学校において実施している研修の実施状況等について、検証・見直しを行う。
- 3) 管理運営・教育制度等を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を目指すため、次の措置を講ずる。
- ① 附属学校運営委員会の審議内容を検証・見直し、管理運営体制の充実を図る。
 - ② 学校評議員制度を充実させ、自己評価及び保護者や学校関係者による学校評価を行い、社会に公表し、説明責任を果たすとともに、評価結果を生かした学校運営を行う。
 - ③ 入学者選抜について検討する委員会において、前年度までの入学者選抜方法を検証し、実施する。
 - ④ 情報環境管理者による指導助言を得て、附属学校の情報環境の管理保全に努める。
 - ⑤ 附属学校にスクールカウンセラー（大学教員）を配置し、児童・生徒・保護者を対象にカウンセリングを実施する。
 - ⑥ 小学校・中学校のALT（英語指導教員（助手））等の指導時間を増加させる。
 - ⑦ 幼稚園では、学級編成、保育料、外部研究資金、第三者評価、情報公開等の達成及び実施状況について、検証する。
- 4) 教育機関と積極的に連携し、教員の資質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 徳島県教育委員会との人事交流協定に基づき、人事交流の推進を図るとともに、徳島県下の教育委員会主催の研修や公立学校園主催の校内研修への支援体制を充実させ、教員の資質向上に貢献する。
 - ② 幼稚園では、現職教員や保育士、地域の保護者を対象にした、合同研究会や公開講座等を実施する。
 - ③ 小学校では、各種メディアを積極的に活用し、公立学校の教員と連携して実践研究を行う。また、小学校の研究内容を定期的に広報紙・ウェブページ等で積極的に発信する。
 - ④ 中学校では、徳島県中学校教育研究会と連携し、各教科での実践研究を行うとともに、その内容を積極的にウェブページで公開する。
 - ⑤ 特別支援学校では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援について、個別の教育支援計画の作成とその実践記録を集積する。また、各障害種について、研修や支援の方法についての特別支援教育のセンター的機能を充実させる。
 - ⑥ 附属学校教員に対し、10年経験者研修、初任者研修、英語担当教員研修などの

各種研修を積極的に実施（派遣）し、資質の向上を図る。

- ⑦ 附属学校教員の資質向上を図るため、派遣方針に基づき、附属学校教員を大学院へ派遣する。
- 5) 安全管理体制を整備し、幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、次の措置を講ずる。
 - ① 安全指導教育を計画的に実施するとともに、施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 第二期中期目標期間を見据え、理事の担当及び業務内容について検討する。
 - ② 監事をサポートする事務体制を充実させる。
- 2) 役員及び経営協議会の構成員に学外者を積極的に登用し社会に開かれた運営システムを確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 経営協議会委員（学外委員）の意見を大学運営に反映させるシステムについて、充実を図る。
 - ② 学長選考会議を円滑に実施し、次期学長候補者を選考する。
- 3) 教員、事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成20年度に再編した事務組織における業務運営状況を検証するためのワーキンググループを設置し、改善等を通して事務部門を充実させる。
 - ② 教員と事務職員との業務の協働・連携体制について、検証・見直しを行う。
- 4) 運営体制の効率化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 新たに確立した附属学校の管理運営体制を検証し、大学組織との効率的な連携を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究の進展や社会的要請に応じて、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進めるため、次の措置を講ずる。
 - ① 再編後の教育研究組織の運営状況を踏まえ、教育研究体制を検証する。
 - ② 第二期中期目標期間を見据え、大学全体の組織との関連を考慮し、センター部の組織構成及び業務内容について検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学長の下に「男女共同参画」に取り組む検討部会を設置し、女性教員増に向けた取組を行う。

- 2) 教育研究の活性化を図るため、業績評価の評価基準や方法及びこれを反映するための給与システムを確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 第二期中期目標期間を見据え、「業績評価を反映した給与システム」について検証し、必要な措置を講ずる。
- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 総人件費改革の実施計画を踏まえた職員の定数管理を行うとともに、第二期中期目標期間中における定数管理について検討する。
 - ② 事務職員養成を効果的に行うため、四国地区内人事交流制度の検証・見直しを行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 事務組織・職員配置を再編し、業務の効率化、合理化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成20年度に再編した事務組織における業務運営状況を検証するためのワーキンググループを設置し、改善等を通して事務部門を充実させる。
 - ② 業務の一元化及び処理方法の簡素化について、検証・見直しを行う。
- 2) 外部委託等を積極的に活用するため、次の措置を講ずる。
 - ① 業務外部委託計画に基づき外部委託を行うとともに、その状況について検証・見直しを行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務局制度の廃止に伴い、外部資金獲得を図るための事務部門を再構築する。
 - ② 科学研究費補助金の採択件数について、全学的プロジェクトを含め、約40件に増加させるため、教育研究費の傾斜配分を始めとするインセンティブを見直す等全学体制で取り組む。
 - ③ 研究費組み入れ対象となる講師派遣事業件数を増加させる。
 - ④ 外部研究資金及びその他の自己収入の増額のため措置を講ずるとともに、取組状況について検証・見直しを行う。
- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① ウェブページに各種の研究に関する事項を掲載するほか、国立情報学研究所の学術雑誌公開支援事業を利用した研究紀要の公開など、積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、「平成17年度人件費予算相当額」に対し、概ね4%の人件費を削減する。
- 2) 事務の合理化・電子化等により、事務組織の見直しを行い管理経費の抑制を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務の合理化・電子化等により、管理経費を対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 施設設備及び物品の効果的・効率的運用を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 職員宿舍及び学生宿舍の入居率を引き上げるため、ニーズ等を踏まえ必要な措置を講ずる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価体制等の充実を図るとともに、教員に対する多様な評価システムを導入し、その評価結果を大学運営の改善・充実に十分反映させるため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務局制度廃止に伴い、新たに設置した事務部門に経営企画本部を置き、点検・評価、情報分析を含めた業務を処理する。
自己点検・評価システム及び評価結果を大学運営に反映させるシステムについて検証し、必要な措置を講ずる。
 - ② 教員の教育研究業績に対する評価システムについて検証し、必要な措置を講じる。
 - ③ 平成20年度の暫定評価の結果に基づき、教育・研究・管理運営等について改善・充実策を講ずる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究活動等の状況について、積極的に情報を社会に提供するため、広報体制の充実・強化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 学生を含めた全学的な組織「広報サポートワーキング」での協議・提言をもとに、広報活動を充実させる。
ウェブページの点検・見直しを行い、教育研究活動や経営企画部門等の情報を積極的に発信する。
 - ② 学生を含めた全学的な組織「広報サポートワーキング」による、広報活動の自己点検・評価を実施し、広報活動の充実を図る。
 - ③ 「経営企画本部」において、一元管理した知的情報のデータベース化を推進するとともに、広く学内外に情報提供を行う。
- 2) 広報活動の基本となるプランを策定し、プランに基づき効果的・効率的な広報活動を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 「第1期中期目標期間中の広報活動・情報公開推進方針」に基づく実施状況につ

いて検証し、今後の効果的・効率的な広報活動に生かす。

- ② 英語版によるウェブページの点検・見直しを行うとともに、積極的な情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) 活発な教育研究活動を展開し、優れた指導能力を備えた教員を養成し、また、現職教員に高度な研究、研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するため、次の措置を講ずる。
 - ① 既存施設の点検・評価に基づく施設設備・利用状況を点検し、全学的かつ計画的で効率的なスペースを確保する。
 - ② 老朽化した附属学校の機能改善計画に基づき、耐震性の向上、老朽改善等、総合的な教育環境の整備を図る。
 - ③ 施設設備を良好な状態に保つため、必要な整備を行う。
 - ④ キャンパスバリアフリー計画に基づき、引き続き計画的な整備を行う。また、キャンパスサイン計画に基づき、引き続き改善を行う。
 - ⑤ 施設マネジメントの観点から、過去の改修歴等の維持管理の状況の検証及び経営的視点に基づく計画的維持管理実施計画の見直しを行い、整備する。
 - ⑥ 引き続き地元自治体等に対する働きかけを続けるとともに、目的積立金等による整備等を検討する。
 - ⑦ 本年度中に整備する施設・整備は、Xその他1「施設・整備に関する計画」のとおりである。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 防災及び安全衛生管理体制を確立し、教職員並びに学生の安全を確保し、安全衛生意識の高揚を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 施設パトロール及び安全衛生法に基づく職場巡視を計画的に行い、職場環境の改善に努める。
 - ② 鳴門市消防署の協力を得て、地域住民と合同で防災訓練を実施する。
自治体と連携し、学生・教職員・地域住民に対する災害時の対応について検討を行う。
 - ③ 安全衛生への意識の高揚を図るため、教育広報活動を計画的に実施する。
 - ④ 職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を聴取するとともに、施設パトロール等を実施し、施設・設備を整備する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・校舎外改修 ・附属特別支援学校の校舎改修	総額410	国立大学財務・経営センター施設整備費交付金 (24) 施設整備費補助金 (386)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置、養成、評価及び計画的な人事交流の実施

- ① 学長の下に「男女共同参画」に取り組む検討部会を設置し、女性教員増に向けた取組を行う。
- ② 第二期中期目標期間を見据え、「業績評価を反映した給与システム」について検証し、必要な措置を講ずる。

③ 総人件費改革の実施計画を踏まえた職員の定数管理を行うとともに、次期中期目標期間中における定数管理について検討する。

④ 事務職員養成を効果的に行うため、四国地区内人事交流制度の検証・見直しを行う。

21年度の常勤職員数 349人

21年度の人件費総額見込み 3,192百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 災害復旧に関する計画

なし

別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	500人（修士課程） 人間教育専攻 180人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人 100人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 100人
附属幼稚園	160人 学級数5
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,658
施設整備費補助金	386
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	52
国立大学財務・経営センター施設費交付金	24
自己収入	706
授業料及入学金検定料収入	629
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	77
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	126
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	175
計	5,127
支出	
業務費	3,314
教育研究経費	3,314
診療経費	0
一般管理費	1,224
施設整備費	410
船舶建造費	0
補助金等	52
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	126
貸付金	1
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	5,127

[人件費の見積り]

期間中総額3,192百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,789百万円)

「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額3,352百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込み額306百万円

「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額386百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,536
経常費用	4,536
業務費	4,262
教育研究経費	595
診療経費	0
受託研究費等	111
役員人件費	201
教員人件費	2,507
職員人件費	848
一般管理費	147
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	126
臨時損失	0
収入の部	4,536
経常収益	4,536
運営費交付金	3,529
授業料収益	530
入学金収益	105
検定料収益	24
附属病院収益	0
受託研究等収益	111
補助金等収益	52
寄附金収益	11
財務収益	3
雑益	74
資産見返運営費交付金等戻入	83
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	9
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,501
業務活動による支出	4,380
投資活動による支出	9,417
財務活動による支出	30
翌年度への繰越金	674
資金収入	14,501
業務活動による収入	4,233
運営費交付金による収入	3,352
授業料及入学金検定料による収入	629
附属病院収入	0
受託研究等収入	111
補助金等収入	52
寄附金収入	16
その他の収入	73
投資活動による収入	9,113
施設費による収入	410
その他の収入	8,703
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,155